



壬生町公告第 3 号

壬生町ひばりヶ丘町有地の売却に係る公募型プロポーザル実施について

壬生町総務部総務課管財係の業務について公募型プロポーザルを執行するので、公告する。

令和 5 年 2 月 6 日

壬生町長 小 菅 一 弥



1 業務の概要

- (1) 事業名称：壬生町ひばりヶ丘町有地売却事業
- (2) 対象地、事業内容：別紙の実施要領のとおり
- (3) 履行期間：仮契約締結は令和 5 年 4 月予定
令和 5 年 6 月議会にて承認・本契約締結予定
土地の売買契約締結後から 2 年以内に提案内容に即した土地利用を実施
- (4) 選定方法：公募型プロポーザル方式

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

- ア 日本国籍を有する個人若しくは国内に本店を有する法人
- イ 自ら提案した土地利用計画を、適切に滞りなく、実施し速やかに販売できる者
- ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと
- オ 次に該当する者がいないこと
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者 またはその他の構成員

カ 契約締結に際し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に準じて必要に応じて行う本人確認※に応じることができること

※本人確認により取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。

キ 国税及び地方税に滞納がないこと

ク 個人が応募する場合は、破産者であった者は、既に復権を得ていること

3 入札日程等

募集要領の公表・配布	令和 5年2月 6日（月）～
応募者の登録	2月 6日（月）～ 3月3日（金）
質疑の受付	2月 6日（月）～ 2月17日（金）
質疑に対する回答	2月24日（金）を最終回答日として随時回答
応募提案書類の受付	2月 6日（月）～ 3月17日（金）
プレゼンテーション 及びヒアリング等	3月28日（火）～ 3月29日（水） ※予定であり、変更となる場合もあります。
事業候補者の決定	4月中旬
契約等の締結（※）	4月下旬 仮契約 6月 議会承認 6月下旬 本契約

4 その他

別添「壬生町ひばりヶ丘町有地の売却に係る公募型プロポーザル実施要領」
に示すとおりとする。

5 照会先

壬生町役場 総務部 総務課 管財係 TEL 0282-81-1809 FAX 0282-82-8262